

# 米国株式信用取引取扱規定

## 第 1 条（規定の趣旨）

- (1) 本規定は、マネックス証券株式会社（以下「当社」といいます）における米国株式信用取引に関するサービス（以下「本サービス」といいます）の利用に関するお客様との取決めです。
- (2) お客様は、本サービスを利用するにあたって、本規定によるほか、関係法令諸規則、外国株式信用取引口座設定約諾書等、米国株式信用取引の契約締結前交付書面及び当社各規定等を遵守するものとします。

## 第 2 条（米国株式信用取引口座の開設）

- (1) お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に当社で米国株式信用取引を開始することができるものとします。
  - ① すでに「証券総合取引約款」に基づく取引口座、外国株取引口座、及び国内株式信用取引口座を開設していること。
  - ② 未成年でないこと。
  - ③ 米国株式信用取引を行うのにふさわしい、一定額以上の金融資産をお持ちであること。
  - ④ 米国株式信用取引口座開設後の取引開始基準として、最初の米国株式信用取引の際にあらかじめ当社の定める一定額以上の現金又は有価証券の差し入れが必要であることに承諾していること。
  - ⑤ 国内現物株式取引の経験が半年以上又は国内株式信用取引の経験があり、米国株式現物取引の経験が半年以上あること。
  - ⑥ 米国株式信用取引制度、米国株式信用取引のリスクを理解し、本規定、外国株式信用取引口座設定約諾書等及び米国株式信用取引の契約締結前交付書面の内容を承諾していること。
  - ⑦ インターネットを利用できる環境にあること。
  - ⑧ 電話及びお客様固有の電子メールにより、常時直接連絡が取れること。
  - ⑨ 氏名、住所、電話番号、生年月日、職業（勤務先を含む）、電子メールアドレス等、当社の定める事項が正しく登録されていること。
  - ⑩ 米国株式信用取引に関する事項について、法令に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により通知することに同意すること。
- (2) 米国株式信用取引口座の開設にあたっては、当社が、当社の定める基準により米国株式信用取引口座開設の可否を審査し、これを承認した場合に限り、お客様は米国株式信用取引口座を開設できるものとします。なお、審査の結果、お客様が米国株式信用取引口座の開設ができない場合にも、当社はお客様にその理由を開示しないものとします。

## 第 3 条（取引の種類）

お客様が米国株式信用取引を行える商品及び取引の種類は、当社が定めるものとします。

## 第 4 条（米国株式信用取引による取扱数量）

お客様が米国株式信用取引により有価証券の買付又は売却の取引注文を行える数量は、当社が定めるものとします。

#### 第 5 条 (対象銘柄)

お客様が米国株式信用取引を行える銘柄は、当社が定めるものとします。

#### 第 6 条 (建玉の制限)

米国株式信用取引による同一銘柄及び全建玉の建玉上限は、当社が定める範囲内とします。

#### 第 7 条 (委託保証金)

- (1) 委託保証金は、米国株式信用取引の注文に先立って、当社に差し入れるものとします。
- (2) 前項の委託保証金は、当社が指定する有価証券（以下「保証金代用証券」といいます）をもって、当社が定める範囲内でこれに代えることができるものとします。
- (3) 保証金代用証券の委託保証金への換算については、当社が定めるものとします。

#### 第 8 条 (保証金代用証券の取扱い)

当社でお預かりする米国株式等（ただし、当社が指定するものに限り、以下同じ）は、原則としてすべて前条の保証金代用証券として差し入れるものとします。

#### 第 9 条 (お預り金及び委託保証金の取扱数量)

お客様がお預り金及び委託保証金により有価証券の買付又は売却の取引注文を行える数量は、当社が定めるものとします。

#### 第 10 条 (委託保証金の率及び最低金額)

- (1) 委託保証金の率は 50%とし、その最低金額は 30 万円を下回らない範囲で当社が定める米ドル額とします。
- (2) 委託保証金が前項の率若しくは金額を下回っている場合は、保証金からお預り金への振替、新規の買建ては行えないものとします。又、この場合、当社はおお客様の取引注文を、任意で取消を行うことができるものとします。
- (3) 第 1 項の率及び金額は、制度の変更又は当社の判断により、すべて又は一部の対象銘柄について変更することがあります。

#### 第 11 条 (委託保証金の最低維持率)

- (1) 委託保証金の最低維持率は 30%とします。
- (2) 委託保証金が前項の率を下回った場合は、お客様は下回った日の翌々国内営業日 14 時 30 分までに、委託保証金の率を 40%に回復するための金額の追加保証金を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるものとします。
- (3) お客様が前項の所定の日時までに追加保証金を差し入れない場合には、お客様は当然に期限の利益を喪失し、当社はおお客様に通知することなく、お客様の米国株式信用取引口座における全信用建玉を当社の任意でおお客様の計算により反対売買することができ、その際損失や不足金が発生した場合には、お客様の保証金代用証券をおお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
- (4) 前項の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。

- (5) 未約定の取引注文が全数約定することにより、お客様が追加保証金の差し入れを必要とすると当社が判断した場合、当社はおお客様の取引注文を、任意で取消を行うことができるものとします。
- (6) 保証金代用証券の銘柄と建玉の銘柄に同一銘柄が含まれる場合や、建玉や保証金代用証券に特定の銘柄が過度に集中していると当社が判断した場合、又、当社がおお客様との連絡が不可能となった場合、当社は、お客様への追加保証金の請求及びお客様の取引注文の制限ができるものとします。
- (7) 第 1 項の最低維持率は、制度の変更又は当社の判断により、すべて又は一部の対象銘柄について変更することがあります。

## 第 12 条 (返済期日)

- (1) 米国株式信用取引では、原則として返済期日を設定しません。ただし、建玉の銘柄が、上場廃止・株式併合・株式交換・株式移転・株式分割・減資等の措置がとられた場合、当社は返済期日を設定できるものとします。詳細は、「米国株式信用取引に関するルール」をご確認ください。
- (2) お客様が保有する建玉について、当社が返済期日を設定した場合、お客様は返済期日の前営業日のアフター・マーケット終了時間までに反対売買又は現引を行うものとします。
- (3) 前項に関わらず、お客様が設定された期日までに反対売買又は現引を行わなかった場合は、当社は返済期日当日に、お客様に通知することなく、当社の任意でお客様の計算において当該建玉の反対売買又は現引を行うことができるものとします。
- (4) お客様が米国株式信用取引の建玉を保有したまま、以下に該当したことを当社が確認した場合には、当社は返済期日に関わらず、お客様に通知することなく、直ちに、お客様の計算において当該建玉の反対売買又は現引を行うことができるものとします。
  - ① 海外に居住していることが判明した場合
  - ② 米国納税義務者、米国籍保有者、米国永住権保有者、米国居住者に該当していることが判明した場合
  - ③ 当社がおお客様と連絡が取れなくなったと判断した場合
  - ④ お客様が死亡した場合
  - ⑤ お客様が判断能力を失ってその回復の見込みがないと当社が認めた場合
- (5) 前項又は前々項の反対売買又は現引を行った結果、損失や不足金が発生した場合には、お客様は当社に対して速やかにその額に相当する金銭を入金するものとします。
- (6) お客様が前項の金銭を入金しない場合、当社はおお客様に通知することなく、お客様の保証金代用証券及び建玉をおお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
- (7) 前項の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。

## 第 13 条 (不足金)

- (1) 米国株式信用取引の損金により不足金が発生した場合、お客様は当社に対して所定の期日までにその額に相当する金銭を入金するものとします。
- (2) お客様から所定の期日までに不足金の入金がない場合、若しくは、所定の期日以前であっても、当社が受渡日までの不足金の入金の可能性が少ないと判断した場合には、当社はおお客様に通知することなく、お客様の保証金代用証券及び建玉をおお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

#### 第 14 条（債務不履行）

- (1) お客様が所定の期日を過ぎても債務を履行しない場合、当社は、お客様の保証金代用証券、建玉及びお取引口座の有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。又この場合、当社はお客様の取引注文を、任意で取消を行うことができるものとします。
- (2) お客様が債務を履行しない場合、当社は 14.6%の遅延損害金を申し受けることができるものとします。
- (3) 当社のお客様に対する債権について、当社はその回収業務を第三者に委託し、又は、当該債権を第三者に譲渡することができるものとします。

#### 第 15 条（手数料）

当社は米国株式信用取引の執行に関して、当社所定の手数料を徴収いたします。

#### 第 16 条（信用取引金利）

米国株式信用取引に関する金利は、当社が定めるものとします。

#### 第 17 条（米国株式信用取引口座における取引規制）

当社は、お客様の資産状況、取引状況及びお取引いただく銘柄の状況により、米国株式信用取引口座における米国株式現物取引も含めて、当社が定める基準により、お客様のお取引を制限することがあります。

#### 第 18 条（届出事項等の変更）

お客様は、当社への届出事項に変更があった場合、所定の手続きにより遅滞なく当社に届け出るものとします。

#### 第 19 条（信用取引利用の禁止・停止・閉鎖）

- (1) お客様が、関係法令諸規則、当社各規定、本規定、「外国株式信用取引口座設定約諾書等」又は「米国株式信用取引の契約締結前交付書面」に定める事項に違反した場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客様の米国株式信用取引の利用の禁止又は米国株式信用取引口座を閉鎖できるものとします。この場合、お客様は、当然に期限の利益を喪失します。
- (2) お客様が米国株式信用取引口座の開設以降又は最終建玉の決済日以降、新規建玉を建てられないまま1年が経過した場合、当社はお客様の米国株式信用取引の利用の停止又は米国株式信用取引口座を閉鎖できるものとします。
- (3) お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ米国株式信用取引口座の解約を申し出た場合、米国株式信用取引口座は閉鎖されます。
- (4) 第 1 項から第 3 項の閉鎖手続きのために、当社はお客様の取引注文を任意で取消を行うこと、又一時的にお客様の取引を制限することができるものとします。

#### 第 20 条（規定の変更）

本規定は、国内の法令等の改正、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の改正、米国の法令等の改正又はその他当社が必要と認める場合に改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法により

お知らせします。この場合、お客様において所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、改訂にご同意いただいたものとして取扱うものとします。

＝ 付 則 ＝

第 1 条（法人口座のお客様の取扱い）

法人口座のお客様については、本規定の以下の個所をそれぞれ次のとおり読替えるものとします。

- ① 第 2 条第 1 項第 1 号の「証券総合取引約款」の後に「及び「法人口座取扱規定」を追加します。

以 上

（2024 年 2 月 1 日）